

平成十二年国家公安委員会規則第十八号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第四条第一項、第三項及び第四項、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第四項及び第十一項、第七条第一項及び第四項並びに第十条第三項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

（警告の申出の受理）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の申出（以下「警告の申出」という。）の受理は、別記様式第一号の警告申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第一号の警告申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

（警告の方法）

第二条 法第四条第二項に規定する警告（以下単に「警告」という。）は、別記様式第二号の警告書を交付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第二号の警告書を交付するいとまがないときは、警告を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第二号の警告書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。

（警告に係る通知の書面）

第三条 法第四条第四項の規定による通知は、別記様式第三号の通知書により行うものとする。

（禁止命令等の申出の受理）

第四条 法第五条第一項又は第三項の申出（以下「禁止命令等の申出」という。）の受理は、別記様式第四号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第四号の禁止命令等申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

（禁止命令等に係る通知の書面）

第五条 法第五条第七項の規定による通知は、別記様式第五号の通知書により行うものとする。（住所又は居所の移転に関する警察署長への届出）

第六条 警告の申出をした者（当該警告の申出に係る法第四条第三項又は第四項の通知を受けた者を除く。）又は禁止命令等の申出をした者

（当該禁止命令等の申出に係る法第五条第六項又は第七項の通知を受けた者を除く。）は、警察署の管轄区域を異にして住所又は居所を移転しようとするときは、移転後の住所又は居所を現在の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。（他の警察本部長への通知）

（他の警察本部長への通知）

第七条 警視總監又は道府県警察本部長は、前条の規定による届出に係る移転後の住所又は居所の所在地が他の道府県警察の管轄区域内にある場合には、速やかに、当該届出をした者の氏名、住所（移転した場合は、移転後の住所）及び居所（移転した場合は、移転後の居所）を当該他の道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理）

第八条 法第五条第九項の申出の受理は、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第六号の禁止命令等有効期間延長処分申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

（禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面）

第九条 法第五条第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第七号の通知書により行うものとする。

（命令等の送達に係る書類）

第十条 法第五条第十一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第五条第一項又は第三項の規定による禁止命令等（以下「禁止命令等」という。）別記様式第八号の禁止命令等書
二 法第五条第九項の規定による禁止命令等有効期間延長処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）別記様式第九号の禁止命令等有効期間延長処分書
（書類の送達）

（書類の送達）

第十一条 法第五条第十一項の規定により送達する書類は、交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下この条において同じ。）に送達するものとする。ただし、交付送達により送達することができないやむを得ない事情があるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する

法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達することができる。（交付送達）

（交付送達）

第十二条 交付送達は、警察職員が、前条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、送達を受けるべき者に書類を交付しないときであつて、送達を受けるべき者に書類を交付しないときは、交付送達は、前項の規定により行うことができる。

- 一 送達すべき場所において書類の送達を受けようとする者が送達すべき場所に出会わない場合
二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合
送達すべき場所に書類を差し置くこと。

（公示送達の方法）

第十三条 法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第五条第十二項の規定による公示送達については、法第五条第十三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

（援助の申出の受理）

第十四条 法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第十号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第十号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

（警察本部長等による援助）

第十五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 申出に係るストーカー行為等をした者に対し、当該申出をした者が当該ストーカー行為等に係る被害を防止するための交渉（以下この条において「被害防止交渉」という。）を円滑に行うために必要な事項を連絡すること。
二 申出に係るストーカー行為等をした者の氏名及び住所その他の連絡先を教示すること。
三 被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
四 ストーカー行為等に係る被害の防止に関する活動を行っている民間の団体その他の組織がある場合にあつては、当該組織を紹介すること。
五 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
六 防犯ブザーその他ストーカー行為等に係る被害の防止に資する物品の教示又は貸出しをすること。
七 申出に係るストーカー行為等について警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面を交付すること。
八 その他申出に係るストーカー行為等に係る被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

附則

この規則は、法の施行の日（平成十二年十一月二十四日）から施行する。

附則（平成二五年一〇月二日国家公安委員会規則第二号）

（施行期日）
第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十月三日）から施行する。（様式に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。

附則（平成二八年一二月一四日国家公安委員会規則第二五号）

（警察本部長等による援助）
第十五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

（公示送達の方法）
第十三条 法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第五条第十二項の規定による公示送達については、法第五条第十三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

（援助の申出の受理）
第十四条 法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第十号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第十号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年一月三日）から施行する。

附則（平成二十九年五月二六日国家公安委員会規則第五号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第四項の規定による都道府県公安委員会への報告については、第一条の規定による改正前の施行規則第九条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の法」とする。

第三条 第一条の規定による改正後の施行規則（次条において「新施行規則」という。）第七条

の規定は、施行日以後に改正法第二条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項の申出をした者（施行日前に旧法第四条第一項の申出をした者を除く。）について適用し、施行日前に旧法第四条第一項の申出をした者については、なお従前の例による。

第四条 新施行規則第八条の規定は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる者の届出に係る移転後の住所又は居所の所在地が他の都道府県の管轄区域内にある場合についても適用する。この場合において、新施行規則第八条中「前条」とあるのは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成二十九年国家公安委員会規則第五号）第一条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第十条」とする。

附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教育所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者の教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契

約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和二年二月二八日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年八月一三日国家公安委員会規則第八号）

（施行期日）

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（様式に関する経過措置）
第二条 この規則の施行の際に提出され又は交付されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。

別記様式第3号 (第3条関係)

別記様式第3号 (第3条関係)

第 号

通 知 書

住 所 年 月 日

期

年 月 日に受理した警務の申出（警部申出受付番号）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の罰則をもしなかつたので、同条第4項の規定により通知します。

申出に係る法律第3条の規定に違反する行為が認められない。
 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為をした者が更に従って当該行為をするおそれがあると認められない。
 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為について、申出に係る法律第3条の規定に違反する行為が認められている。
 その他

警務をもしなかつた理由

記載事項
所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第4号 (第4条関係)

別記様式第4号 (第4条関係)

その1

受受理年月日	受受理番号
--------	-------

禁 止 命 令 等 申 出 書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第1項又は第3項の規定による命令を次のとおり求めます。

年 月 日

氏名及び住所

住 所	電 話 () - 番
申 出 人	電 話 () - 番
(ふりがな)	
氏 名	(歳)

つきまとい等又は児童買占め、人身売買等、児童買占め等の行為の態様及び目的と認められる事項

その他参考事項

記載事項
1 所定の欄には、記載しないこと。
2 「つきまとい等又は児童買占め、人身売買等、児童買占め等の行為の態様及び目的と認められる事項」欄に「住所」を記載しようとする場合であつて、その者の住所が日本国内にないときは住所が記載できないときは、住所を記載すること。
3 申出人の依頼によって警務職員が代書したときは、未定空欄に「上記本人の依頼により代書した」と旨をのり添付、住所及び氏名を記載し、押印すること。
4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

その2

つきまとい等又は児童買占め、人身売買等、児童買占め等の行為の態様及び目的と認められる事項

その他参考事項

記載事項
1 所定の欄には、記載しないこと。
2 「つきまとい等又は児童買占め、人身売買等、児童買占め等の行為の態様及び目的と認められる事項」欄に「住所」を記載しようとする場合であつて、その者の住所が日本国内にないときは住所が記載できないときは、住所を記載すること。
3 申出人の依頼によって警務職員が代書したときは、未定空欄に「上記本人の依頼により代書した」と旨をのり添付、住所及び氏名を記載し、押印すること。
4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第5号 (第5条関係)

別記様式第5号 (第5条関係)

第 号

通 知 書

住 所 年 月 日

期

年 月 日に受理した禁止命令等の申出（禁止命令等申出受付番号）について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第2項に規定する禁止命令等をもしなかつたので、同条第3項の規定により通知します。

申出に係る法律第3条の規定に違反する行為が認められない。
 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為をした者が更に従って当該行為をするおそれがあると認められない。
 申出に係る法律第3条の規定に違反する行為について、申出に係る法律第3条の規定に違反する行為が認められている。
 その他

禁止命令等をもしなかつた理由

記載事項
所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第6号(第8条関係)

別記様式第6号(第8条関係)

その1

設立命令等有効期間延長申請書
 ※ト一カ一方為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の格付を次のとおり求めます。

年 月 日

期

氏名及び住所

申出	姓	名	電 話 () - () 番
	姓	名	電 話 () - () 番
人	(ふりがな)		
	氏	名	() 番
有効期間の延長の格付を求めた理由	命令の申出をした日 年 月 日		
命令に係る法律第3条の規定に基づき延長する行為をした者の住所等及び氏名			
命令番号	号		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

その2

禁止命令等の有効期間の延長の格付を求めた理由	
その他参考事項	

記載要領

- 1 項目欄には、記載しないこと。
- 2 「命令に係る法律第3条の規定に基づく行為をした者の住所等及び氏名」欄には、その者の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは住所)及び氏名を記載すること。
- 3 申出人の住所欄上にて署名捺印した上とは、別途記載に「当該本人の依頼により代書した」と署名及び氏名を記載し、押印すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第7号(第9条関係)

別記様式第7号(第9条関係)

通 知 書

年 月 日

期

年 月 日に受理した禁止命令等の有効期間の延長の格付の申出(禁止命令等有効期間延長申請書受理番号)について、ト一カ一方為等の規制等に関する法律第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の格付をなしたので、同条第10項において準用する同条第7項の規定により通知します。

格付をしなかった理由	
------------	--

記載要領

所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号(第10条関係)

別記様式第8号(第10条関係)

その1

禁 止 命 令 書

年 月 日

期

命令を受ける者	姓 名	年 月 日	年 月 日
---------	-----	-------	-------

上記の書に対し、ト一カ一方為等の規制等に関する法律第5条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

法第5条第1項第1号に掲げる事項	
法第5条第1項第2号に掲げる事項	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

